

令和2年度 第3回 酒田市環境審議会 議事要旨

日 時／令和2年8月17日（月）13:30～15:30

場 所／酒田市役所7階 703会議室

出席者／別添次第のとおり

1. 開 会 （略）

2. 諮 問 酒田市長（代理：市民部長）から環境審議会会長あて諮問文を読み上げ、諮問書を手交する。

3. 市民部長あいさつ （略）

4. 議 事

議長（会長） それでは、次第に沿って議事を進めることといたします。はじめに本日の審議会の流れについて事務局より説明をお願いいたします。

事務局 本日の進め方について、事務局よりご説明申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業者説明をオンライン会議形式で行います。最初に事業者より計画段階環境配慮書の内容説明を行い、続いて委員の皆様と事業者との質疑応答を行います。質問が無くなった時点で事業者から退出いただき、配慮書への意見について委員の皆様にお伺いいたします。前回もご説明しましたが、今回は1回の審議会で答申意見の取りまとめまでを行います。本日、機器の設定をしてくださるのは、事業者1の酒田にある子会社、事業者2の方です。以上、本日の議事の進め方についてご説明いたしました。

議長（会長） ただ今事務局から説明がありましたが、今回の事業者説明と質疑応答はオンライン会議形式で行います。その後に、答申へ向けての意見の取りまとめを行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

委員 配布資料の委員名簿のNo.3の団体等名称について、環境省東北地方環境事務所とありますが、正しくは環境省鳥海南麓自然保護官事務所になりますので、訂正をお願いいたします。

事務局 申し訳ございません。訂正いたします。

議長（会長） 他にはよろしいでしょうか。それでは本日はオンライン会議形式で進めていくことといたします。また、本日「資料1」として、前回の審議会の答申書の抜粋をお手元に配布いたしました。今回も遊佐町沖洋上風力の配慮書についての審議ですので、事業者の説明も、我々の審議内容も、前回と重なる部分が多いことと思います。意見の取りまとめの際、この「資料1」をたたき台にして進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

議長（会長） ありがとうございます。ここで、前回の審議会の議事の中で委員より県に対してのご意見があった件について、事務局より報告をお願いします。

事務局 第2回環境審議会で委員より、下記のご意見がありました。
「事業者が未確定、かつ出力規模及び発電機基数なども不明な時点において、計画段階環境配慮書を受審されて、酒田市長へ意見を求めること自体が時期尚早と感じる。事業計画の主要事項が示されるか、複数の計画案が提示された案件について受審すべきであると思います。本来的な環境影響評価の手続きのあり方に沿って対応していただきたかった。今回の配慮書作成に当たっては、どの事業者からも複数案の設定が出されていない。その根拠として環境省が2013年に出した「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」の記載を挙げている。しかし、ガイドでは事業位置・規模の複数案の設定が困難である場合の措置であることが前提となっており、そうした記述を安易に解釈してはならないと考える。この度の事業者3社の配慮書からは複数案の設定が困難な理由を読み取ることにはできない。そもそも県の地域協調型洋上風力発電研究・検討会議において提示された事業想定区域（案）が基本となっていることから、事業区域を広く設定した上で絞り込んでいくような検討の進め方とも捉え難い。」

これに対する県の回答を読み上げさせていただきます。

「一般的に、アセス手続は、配慮書、方法書、準備書と事業者自らが進めていく上で、調査等の結果を踏まえ、より現地に適した事業計画となることが想定されております。洋上風力発電事業については、各事業者としては再エネ海域利用法に基づく公募により事業者が確定する前段階までに、アセス手続を可能な限り進めておきたい意向があることか

ら、事業者が決定される前段階からアセス手続が開始されます。また、この場合の配慮書の内容としては、基数や設置範囲及び最大出力などについて、想定される最大限の規模を示すものとなり、具体的に風車の設置位置や基数について複数案を明示する段階ではありません。アセス手続の過程を経るなかで出された意見等を踏まえながら、事業地域等が絞り込まれ、風車の設置位置や基数が決まっていくものと思われます。」

このような回答を頂いたところです。

議長（会長） 委員、よろしいでしょうか。

委員 県からの回答内容をお聞きしまして、背景というか、こういう手続きをしたという理由は分かるのですが、環境省で作られているガイドでは、そもそも計画段階環境配慮書を作るという法律の変更があったときの趣旨として述べられていることがあります。手続きに関して、法律の主旨をもっと大切にしていきたいと思います。

この配慮書手続きを加えた背景としては、事業の位置や規模等に関する複数案について、環境影響の比較検討を行うことにより、事業計画の検討の早期の段階においてより柔軟な計画変更を可能にして環境影響の一層の回避低減につなげる効果を期待して法律に盛り込んだわけです。ですので、そもそも複数案の設定をすることが前提となっています。

複数案の設定に当たっての留意点ということで何が書かれているかということ、6項目中の2項目を読み上げますが、「位置・規模の複数案の設定が困難な場合とは、①立地条件等から他の位置・規模での事業実施が不可能あるいは事業目的が達成できない場合、②既に上位計画で事業位置・規模が決定している場合」となっています。3項目では、「計画熟度が低く、規模すらも決定していないような段階に計画段階配慮を実施する場合にも、事業として想定し得る範囲内でバリエーションをつけた複数案を設定することが望ましい」と明記されています。

さらに「事業特性、地域特性から複数案を設定することが現実的ではない場合にはやむを得ず単一案とする場合もある」とした上で「ただし、単一案の場合には複数案を設定できなかった理由を示すことが必要である」と明確に書かれています。複数案の考え方について、再度、県の説明を求めたいと思います。

また、コミュニティ新聞の7/31付けの記事での県エネルギー政策推進課長の発言として、出力規模を約30万kWと想定していると書かれています。これが事実であれば、これまで提出された配慮書の出力規模は県の想定を大きく超えているわけです。担当課が違っていても、こうし

た数字に関しては、整合性を取るべきではないでしょうか。
今の点、再度県に照会していただきたいと強く求めます。

事務局 只今のご意見につきましては、再度県に照会したいと思います。

議長（会長） では続いて、議事の（１）計画段階環境配慮書についての説明と質疑応答に移ります。それでは、事業者１さんから入室いただきたいと思います。事務局で準備をお願いします。

<事業者２ 入室>

<事業者１ 画面に登場>

議長（会長） それでは事業者１さんの説明をお願いいたします。

<事業者説明>

議長（会長） ご説明ありがとうございました。ただいま説明のありました配慮書の内容について、委員の皆さんからご質問等のある方の発言を求めます。

議長（会長） 住民説明会については新型コロナウイルスの関係で延期されたとのことですが、ぜひ丁寧にやってほしいところです。特に景観については、構造物として建設するわけで、海水浴場等からはかなりの大きさに見えるわけですので、できてからあれは何なんだとならないように、地域への丁寧な説明を求めたいと思います。

事業者 説明会については、時期を見て改めて行いたいと考えています。我々としては地元の皆様の理解を得ることが、この事業を行う上で一番重要だと認識していますので、丁寧に説明していきたいと考えています。景観配慮については、海水浴場がすぐ近くにあるということもあり、できてしまってからとんでもないものができたと言われないように、配慮書の後の工程で、例えばフォトモンタージュなどで示しながら説明して参りたいと考えています。

委員 先に２点質問させてください。まずは大変な再生可能エネルギー事業に取り組んでおられることに敬意を表します。再生可能エネルギーを推進したいという立場は私も同じです。ただ、よりよく次の世代に理解されるためにもきちんとした手続きで進めていくことが大切だと思っておりますので、その視点で質問させていただきます。

1 番目として、地元のコミュニティ新聞の7/31 付けの記事に、県のエネルギー担当課長の発言として、遊佐沖の事業実施想定区域については総出力約 30 万 kW という想定をしているとのことでした。ですが今回の配慮書では最大出力 48 万 kW というので、県の考え方とかけ離れた数字が出ており、そのあたりの認識を伺いたいと思います。県の意向が別にあっても、事業者側はあくまでも 48 万 kW を目標として計画を進めていくのか確認したいと思います。

2 番目ですが、計画段階環境配慮書は複数案の設定を前提にして法律化したものになっています。今回、その複数案についての記載がなされていないことの説明を頂きたいと思います。配慮書を作る趣旨は、複数案を提示してその中で位置、規模など環境影響を回避低減するところを検討していくという過程が大事だという認識で法律に含められたのだと思いますので、その点を踏まえて、なぜ複数案が提示されていないか説明をお聞きしたいと思います。

事業者 1 点目については、県から示された海域に最大限風車を配置した前提での最大出力を計算しております。必ずしもこれを最後まで実施するわけではなく、今後配置やサイズを検討していく中で、出力は減少することもあると考えます。

2 点目については、事業者として最大限の環境影響が生じる場合の計画について予測評価をしていきたいと考えております。

委員 2 点目については今の回答ですと全く回答になっていないと思います。法律上の主旨として、複数案を提示することで環境影響を回避低減していくという配慮書についての考え方はご理解されていますね。

事業者 はい。

委員 現地調査をしなければ出てこないデータに基づいて影響評価を考えることにおいては難しい点があるのですが、風車の影とか景観についてはモニタージュとして作れる、あるいは騒音等についてはシミュレーションもできるわけなので、いくつかの配列や規模の案を作って数字を出すことも可能だと思うのですが、複数案を今の段階で作っていないのはなぜかという質問です。

事業者 複数案の提示をする必要があるのではないかというご指摘でよろしいでしょうか。

委員 そうです。配慮書を作る意味はそこにあるということが理解されていれば、複数案を作ることは前提だと理解していただければと思いますが、いかがでしょうか。

事業者 複数案に関しましては、委員のご指摘の通り、配慮書の段階で風車の位置や配置、規模、構造的なものが想定されるのであればそれぞれで比較してお示しすることが配慮書の趣旨と認識しております。一方で、今回区域が決められていますので、位置がずれることはありえないことですし、配置や構造についても、海底の地盤の状況等が分からない中で、仮に想定して書いたとしてもそれが果たして適切なのかということがありまして、ガイドでも示されていますが、できるだけ最大の物を最初に検討して、今後の手続きの中で色々な課題が出てきて最適な規模や配置、構造を考えていくということで、複数案の代わりということで今後検討していくということでまず今回お示しさせていただいたところです。

委員 複数案を設定しない場合というのは技術ガイドに明記されているわけで、今の説明で理解できるのは地盤とか実際調べなければわからないという面はあるわけですが、少なくともいくつかの項目で、騒音や景観についてシミュレーションはできるわけなので、複数案をいくつか提示できるはずなのに今回書かれていません。技術ガイドでは単一案の場合、複数案を設定できなかった理由を示すことが必要であると明記されています。それからすると、配慮書の中ではその理由をしっかりと書き込むのが技術ガイドに沿った対応だと思います。他で技術ガイドを引用して書かれている部分もありますので、そこばかりでなくきちんと全体を引用してガイドに沿って記述すべきではないかというのが質問の趣旨です。その辺はどうお考えでしょうか。

事業者 ご指摘は配慮書の段階で複数案を提示していない理由を回答するといったことでよろしいでしょうか。

委員 技術ガイドでそのように示されており、複数案の検討ができない場合はその理由を示すことが必要であると明記されているので、そのあたりを踏まえて配慮書を書くことが必要ではないかと思います。

事業者 方法書以降で同様の部分につきましては、丁寧に説明できるように記載を改めていきたいと考えております。

委員 パワーポイントの資料 19 ページの地形・地質に関係することです。洋上風力発電は山形県では全く初めてのことになります。計画場所は海水浴場、砂浜に当てはまっておりますが、砂浜は日本の中でも貴重な存在になっているそうです。ここに洋上風力発電が設置されることで砂浜に与える影響だとか、そういう調査はされないのでしょうか。またそれが設置されることで砂浜がなくなってしまう、あるいは逆に守られるといったことが起こるかもしれません。何かシミュレーションとかで調査できるのではないかと思います。せっかくいいものが建つので、それによって環境を壊してしまうことがないように、調査も色々考えてほしいと思います。

事業者 方法書以降で影響についてしっかり検証していきたいと思います。

委員 資料の 27 ページで、住民説明会がコロナで延期になったということですが、この点についてお聞きしたいと思います。

今後、事業者の選定が行われていくと思いますが、まだ事業者が決まっていないうちで 8 月に説明会を予定されていたわけですが、ここで住民の皆さんへお伝えする内容はどのようなことを予定されていたのでしょうか。事業を実施する者が決まっていないうちに住民説明会を実施するというのは早いのではないかというのが気になるところです。30 社近くが手を挙げていると聞いていますが、30 社の皆さんが説明会を 30 回も開くとなると、住民の皆さんが困ってしまうのではないかということで、そのあたりのお考えをお聞きしたい。

事業者 我々としては当然ながら事業者を選定されるよう事業を作り上げていきたいと考えております。その上で早い段階から住民の皆様の生の声を吸い上げて、事業に反映させていくことが重要だと考えている。

そういった観点から、住民の皆様に考えをお伝えし、意見を受け止めたいという考えのもと、8 月実施という計画を建てさせていただきました。

委員 国の機関で北九州や長崎県で洋上風力の実証試験を実施し平成 27～28 年には終了していると聞いています。その結果をどのように今回の遊佐沖の事業に反映、対応させていくのかお聞きしたい。

事業者 国の方で洋上風力に関する指針や技術基準について整理がなされています。これは実証試験に対しての結果が反映されたものです。我々としては、この指針や技術基準に基づいて生態系並びに住民の皆様に影響がない

ような形で事業計画の立案に反映していきたいと考えています。実証試験の主体が我々ではないので、国の指針や技術基準を遵守するという形が我々の使命、求められている内容なのだろうと考えています。

委員

2点あります。1点目は騒音及び超低周波音についてですが、概要書の25ページに評価結果が書かれています。評価結果は範囲内の主要な施設の有無を調べて、それに基づき風力発電機の配置計画を検討することによって重大な環境影響は回避低減できるという記述になっています。これはあくまでも機械的に算出した距離区分に存在する施設や住宅の数だけであって、このことのみによって風力発電機の配置計画を検討することで、重大な環境影響は回避低減されるとする評価の考え方の根拠にすることが理解できません。冒頭申しあげたとおり、配置計画の複数案を提示して比較評価していくというのが技術ガイド上の指摘、書き方であるし、配慮書の趣旨です。その点の記載が不明確だと思われるので、改めてその評価に至るような理由をお聞きしたいと思います。もう1点は、景観の評価になります。御社以外の配慮書でも常に書かれているのが、鉄塔を想定しての景観対策のガイドラインに基づく評価になります。今回は鉄塔ではなく風力発電機になります。それもかなりのまとまった数になるので、まとまりのある景観に対する評価の手法としてこのガイドラインを引用されていることが的確に評価できていると思っただけのことなのかお聞きしたい。

事業者

1点目について、確かに今回の配慮書の段階ではきちんとした測定データがあるわけでもなく、定量的な予測もできていない状態です。区域からの距離と施設数によって予測評価を行っています。この場合、騒音や低周波については距離とともに減衰するということが明らかになっていますので、今後の方法書以降で騒音の予測計算を行って、その結果を踏まえて配置を見直すということで、重大な環境影響は回避低減されるだろうということで評価させていただきました。

2点目の景観について、送電線の鉄塔の指標をそのまま風車に当てはめていいのかという指摘については我々も認識しております。鉄塔は高さ70メートル程度の目安となっていて、それに比べ風車はだいぶ大きいもので、見え方や距離も異なり、さらに洋上です。それをそのまま評価に使うことは難しいと思いますが、今はそういった情報しかないので、方法書以降になります。実際現地で写真を撮り、モニタージュを作成し、皆様からご意見もいただくことで、重大な環境影響は回避低減されるだろうということで今回記載させていただきました。

議長（会長） 他にございますでしょうか。それでは事業者1の皆さん、ありがとうございます。事業者さんの退出をお願いします。

<事業者 退出> <14:53~15:00 休憩>

議長（会長） では、次に進みたいと思います。議事の（2）、計画段階環境配慮書についてのご意見を伺いたいと思います。先ほどの話のとおりですが、皆さんお手元に「資料1」が配られているかと思います。前回7月の審議会で議論した中で、我々としてはこうあるべきという答申が作られましたので、今回はこれを土台としながら足りない部分を追加する、要らないものは取り下げるという形で進めたいと思います。

それでは、1件1件、皆さんと一緒に中身を確認したいと思います。

まず1番目です。

「(1)洋上風力発電事業は大規模な計画であることから、鳥類、海洋生物、景観、騒音等の環境への負荷低減に向けて真摯に取り組むこと」

こちらは今回もそのとおりだと思いますし、先ほど委員からご指摘あった複数案の話等、配慮書で配慮されるべき事項がなされていないのではないかという意見がありました。これは今回の事業者にも当てはまるものだと思いますので、そのままよろしいでしょうか。

委員 砂浜についての追加をお願いします。

議長（会長） 砂浜についても追加したいと思います。

議長（会長） 続きまして2点目です。

「(2)発電設備の構造、配置、位置、規模の検討にあたっては、現地確認や最新情報の収集を適切に行い、環境に対する影響の大きさを整理し反映すること」

こちら先ほどの質疑の中で事業者の方もこれを踏まえて行っていくとの話がありましたので、このままの形でよろしいかと考えます。

議長（会長） 続いて3点目です。

「(3)発電設備の配置については、バードストライクや鳥類の移動経

路阻害等の影響が懸念されることから、専門家からの助言も踏まえ、鳥類に対する適切な調査、予測、評価を行い、影響の回避、低減を図ること」

こちらは前回、委員から出され意見かと思いますが、当然同じ場所に同じような風力発電所を建てるわけですので、こちらについてもこのままの形でよろしいかと思えます。

議長（会長） 続きまして4点目です。

「(4) 県、市、漁業協同組合等の関係機関との調整を行い、地域住民に対して丁寧な説明を行うこと」

こちらについては、先ほど委員から質疑があったとおり、地域住民に対して、今この段階で説明会を行うことがいいのかという面があるのですが、これから何社が出てきて、説明会を実施するのかわかりませんが、ここはコントロールしてあげないと、聞く側も同じような話を何度も聞くこととなります。例えば、まとめて行うとか、日を分けて実施するとかの方策が必要になるのではないかと思います。県と市と漁業協同組合の間で調整するのは当然の話であるので、住民説明については考え方を整理した方がよろしいかと思えます。

議長（会長） 続いて5点目です。

「(5) 想定区域周辺で稼働している既存陸上風力発電施設に、当該洋上風力発電施設が加わることによる累積的な影響についても調査、予測、評価を行うこと」

現在、事業者3が宮海地区で稼働していますが、それが当該風力発電に関連するのではないかとのご指摘だったと思えます。こちらも同エリアでの計画ですので、検討する必要はあるのではないかと思います。

議長（会長） 続いて6点目です。

「(6) 貴社が評価に引用している送電鉄塔の景観とは、形状や動き、風車が複数機並んだ全体的な景観に対する捉え方など異なる要素が多いことから、新たな評価方法を検討すること」

先ほど委員からご指摘があったとおりで、配慮書を作成された事業者1側もお話していましたが、評価基準は70m程度の鉄塔のものを採用していることから、いつでもそれが全て当てはまるというものではないと

の発言もありました。これからの方法書等の段階でモンタージュ法等により示していきたいとお話もありました。

議長（会長） 続いて7番目です。

「(7)風力発電機の塗装色について、鳥類の保護など環境への影響を低減する配色で検討すること」

鳥類にインパクトを与える塗装色のために、逆に人間にとっては色の加減の問題もあるかと思います。景観の配慮と鳥類への影響も配慮していただきたいと思います。

以上1番から7番までですが、1番に若干の追加事項があり、あとは住民説明を行政側からコントロールしたいいただくことが必要かと思えます。その他、もう少し追加した方がよい点など委員からありませんでしょうか。

委員

住民説明会の話ですが、これについては、あくまでも事業者へ出す意見なのでこのままでもいいと思います。1番の「洋上風力発電事業は大規模な計画～」とありますが、風力発電事業でこのような手続きを行う事業はそもそも小規模なものはないはずで、従って大規模な計画だから行うのではなく、特に風力発電事業の中でも陸上ものは数多く設置されていますが、洋上のものは数がほとんどなく、知見もそれほどないはずなので、特に最新の知見や先事例を収集した上でしっかりと対応するようという点を強調する必要があると考えています。

議長（会長）

1番の表現方法について先進の知見を踏まえながら、といった内容を付け加えるということをお願いします。

委員

2点あります。1点目は、先ほど事業者に質問したことでもありますが、騒音と超低周波音について、この概要書でも本編でも評価結果の記述については不適切だと思います。先ほど再度改めて認識を確認させていただきましたが、論法的にもわからないところがありました。適切な記述に改めてほしいと意見に加えていただきたいと思います。

もう1点は、ダメでもととの話にはなるのですが、冒頭に事務局から私の質問に対する県の回答を聞かせていただきました。改めて同じことを意見として申し上げたいと思います。事業計画の検討中に出す、位置、規模、建造物の構造配置等に関する適切な複数案の提示していない

計画段階環境配慮書を提出することは適切でない」と答申の中にいれていただきたいと思えます。ただし、事務局の段階で削除せざるを得ないこともあるかもしれませんが、市は意見を申し上げるしかなく、審査は県が行うことから県の判断に委ねるしかないのですが、今まで4件の説明を聞いても、提出された配慮書を見ても、複数案を出せないのであれば理由を明記するのが法律上の主旨であり、技術ガイドで丁寧に説明しているわけなので、県の審査の場でしっかりと議論してほしいと思えます。議論が必要だということは少なくとも答申には入れていただきたいと思えます。

委員 4番の中で県と市と漁業協同組等の関係者機関との調整との内容があるのですが、秋田、北海道、青森の例で、利害関係者という文言が入っているようです。このような文言を入れなくともよいのかという疑問、不安があります。なぜかという、現在、再生可能エネルギーの推進という点では、漁業関係者が反対すると進まないというイメージが私にはあります。色々な計画が進んでいく中で、色々な利害関係者が出てくると思えます。これは県の仕事かもしれませんが、県や漁業協同組合は当然として、他に利害関係者がいないのかを確かめて進められた方がよいのではないかと思います。まさに石油資源から変わる福島原発の問題もありましたけれども、クリーンエネルギーを使う上で進めなければならないことがあると思えます。みなさんの合意があれば進められるという中で、そういったことを怠ったがために進められなかったということが無いように文言を入れていただきたいということです。

議長（会長） こちらのの中に利害関係者という文言を入れるということですね。

委員 その通りです。

議長（会長） 皆様、貴重なご意見ありがとうございました。ただいま出された意見を取りまとめ、答申書を作成いたします。答申書については私と副会長にご一任いただくということでご了承願います。

議長（会長） それでは議事の(3) その他 について、何かございますか。

委員 二点確認いただきたいことがあります。一点は、現在30社程度の会社が配慮書を出してくるということですが、最終的に事業者はいつごろ決定するのか、行政側の手順が不透明なので、確認いただきお示し頂き

たいと思います。

もう一点は懸念事項として、まだ事業者が決まっていなにもかかわらず、30社もの事業者が住民説明会を行うことは混乱の元になるのではないかと懸念しています。事業者としては自分が事業を行うと信じて動いている状況ですから、今のところすべての事業者が住民説明会のために動いていくと思いますが、選ばれなかった事業者は落とされた時点で何のアフターフォローもなく説明会はそこで打ち切られるということになり、地元住民からするとあの事業者はどうなったんだろうと混乱のもとになる。そうならないような体制を考えていかないと、全部事業者にお任せしますということでは、地元住民がかわいそうではないかと感じます。

事務局

アセスの予定ですが、今回の第2グループ以降の予定はまだ立っていませんが、今年度出したいという会社が数社あると聞いています。

1ヶ月に3社を上限ということにしていますが、どのようにまとまってくるのかというのはまだ情報がないところです。来年度以降についても、また1ヶ月に3社ずつ上がってくるものと思われれます。

住民説明会については、市民の方も分からない点があると思いますし、事業者も丁寧に説明したいという希望もあると思います。ただどうしてもほとんど似た内容になるという面もあるため、できればある程度まとめていただきたいという要望は県に言っておりますが、コロナの関係もあり、第1グループと第2グループをまとめて説明する場を設けたいという話は聞いております。

委員

やはり地元住民に負担のかからない形で考えないといけない。今日の事業者の話だと、説明して住民に伝えるというよりも地元住民の考えを引き出すと言っていたので、複数社がそういう形で何度も説明会を開催すれば地元の方々ほうんざりするだろうし大変だと思いますので、配慮は必要不可欠だと思います。

委員

ご指摘の通りだと思います。その上でこういう手続きが取れるかどうかなのですが、事業者が住民に説明する前に、行政側で、例えば県で作った研究・検討会議の方から、ある一定の時点で現状を伝えるような状況説明、経過説明の場があった方がよいのではないかと思います。マスコミでも徐々に取り上げられているが、誤解を受けることもあるかもしれない。情報公開は県のホームページでなされておりますが、そういった情報公開の考え方があってもよいのではないかという意見です。

事務局 1 回目の住民説明会では、事業者だけでなく県も出席して、県の考え方や進捗状況なども説明される予定となっております。

議長（会長） 最終的に事業者が決まる時期はわかりますでしょうか。

事務局 県の資料によると、法定協議会の設置後、事業者の公募まで 2 年程度、最終的に事業が始まるまで 10 年程度と説明されております。

議長（会長） 長いスパンでの事業計画になりますので、であればこそ色々な場面で情報を出していかないと市民の理解を得られないと思いますし、丁寧にやっていただくしかないと思います。

議長（会長） では、これにて本日の議事を終了します。今回の審議会で、我々現在の委員の任期は終了となります。皆様、毎回の審議会で、速やかな議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。私自身は今回で退任させていただきますが、噂では聞いていた遊佐の洋上風力発電について、自分が関わって色々な意見が述べられる場にいられたということは大変勉強になったと感じております。事業計画が今後 10 年進んでいく際に、遊佐や酒田に与える影響がいろいろとあると思いますが、皆さんからいただいた知見を参考にして、よりよい環境行政になることをお祈りしながら、私からのあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

5. その他 (略)

6. 閉会 (略)